

目次

【コラム】

償却資産の学び方 ⑮

【今月の質問】

「納税通知書」の郵送送付以外
の方法について



主席研究員 笹目孝夫

<筆者 略歴>

1979年 横浜市入庁（主税
部財政局及び区役所にて固定
資産税部門の専任職・税務表彰
受理）2015年 横浜市主税
部財政局税務課償却資産センタ
ー退職

在職中より、全国自治体にて、固
定資産税（償却資産）研修講
師、全国版研修ビデオ「はじめの
一歩」「償却資産の基礎」ほか研
修教材作成等

2020年 月刊「税」連載「償却
資産の固定資産税実務の現場
から」（神戸市ほか）著作「償却
資産の固定資産税申告 Q&A」

総務省主催「償却資産の実地
調査研究委員会」委員歴任
総合鑑定調査 主席研究員
資産評価システム研究センター
特任講師 ほか

償却資産の実務



株式会社 総合鑑定調査 令和3年8月号

地方自治体の税務職員に、毎号、税務の学び方、実務、Q&A、税制改
正のポイントなど、最新の情報をお伝えします。

【コラム】 償却資産の学び方 ⑮

前回、町役場で実践した今年度の〈事業者の掘り起こしについて〉について紹
介した。九州の人口1万5千人ほどの町で担当者一人の自治体の取組事例だ。
いただいた資料の続きを、抜粋して掲載する。

○ 案内の工夫等

- ・申告の手引きの作成（ただし読んでくれない申告者が多い…）
- ・資産明細の入力を行い、次年度の課税標準額まで印字したものを送付。
- ・近隣自治体には今回のコロナ特例の案内を色紙で印刷しているところもある。
- ・『申告してやるんだから返信用封筒を同封しろ！』との主張には eLTAX を勧める。
- ・現在の案内省略分については「該当資産なし」のみを省略対象としている。

○ 国税情報との照合

- ・所得税申告受付期間中は、町に設けた相談会場での申告者情報を毎日抽出。
- ・課税支援システムに入力された減価償却資産一覧との突合を行う。
- ・償却資産申告時には「3年一括償却予定」とされた資産であっても通常の耐用年
数で減価償却されていたケースが年に数件見つかっている。
- ・償却資産申告時には「増減なし」とされていた資産も、所得税申告時には減
価償却資産にあげられているケースがある。

○ 不申告者への対応

- ・申告期限後に電話連絡または書面での申告催促
⇒当初納税通知書発送時に案内文書の封入（5/1 発送）
⇒申告漏れ資産の例示及び課税予告書の送付（7/1 発送）
⇒賦課更正決定（第2期納期限（R3年度は8/2）後、即座に処理予定）

<コメント>

不申告者への対応で「申告漏れ資産の例示及び課税予告書の送付」そして、「賦
課更正決定」は、本来実施しなければならない、正しい処理の流れである。

研修で償却資産は「申告納付」か。「賦課課税」かを、質問すると、償却資産が申
告を求めているために、「申告納付」と回答する担当者がある。また、いつまでも申告
書の提出を待つと答える職員がいるが、それは誤りである。

賦課期日に動産を含む資産の存在を確認するための資料提供としての申告主義
を採用しているものであり、土地、家屋と同様に固定資産税は賦課課税である。この事
例のように「申告漏れ資産の例示及び課税予告書の送付」で、所有者に事前に資産
所有の確認をしたあとは、「賦課決定」「納税の告知」を行わなければならない。

また、不申告者への対応を自治体に質問すると、何も実施していないことが多い。
これは、不申告者を増やす温床になっている。国税は、公平公正な課税をするため
に不申告者には、即座に「各年分の無申告加算税は、原則として、納付すべき税額
に対して、50万円までは15%、50万円を超える部分は20%の割合を乗じて計算し
た金額」を課しているが、償却資産は国税資料から、情報を得ることも可能であるた

株式会社

総合鑑定調査

東京支店

〒164-0001

東京都中野区中野 5-24-

18

クロス・スクエア

NAKANO405

TEL:03-5942-4155

<お知らせ>

償却資産は、土地や家屋に比べ特例が非常に多くあり、その改正も頻繁に行なわれています。償却資産としての課税が可能なものは想像以上に多く複雑であり、意図的にではなく申告から漏れてしまう償却資産も多数存在しています。

弊社では、政令指定都市で償却資産の専任職として多数の大企業の調査行ってきた自治体OBを中心として、さまざまな角度から償却資産の適正課税のご支援を開始しました。

償却資産の評価を行うにあたっての知識のレベルアップを目的とし、償却資産に精通した講師を派遣し、自治体様へ特別講座を行います。講義内容・ご予算等、詳細については、まずは、お気軽にご相談下さい

め、それを実施しなければならない。近年、自治体で課税対象の把握にばらつきがあることが問題になっている。

課税対象の把握
市町村ばらつき
県内

建物や土地以外の事業に使う償却資産にかかる固定資産税に關し県内市町村で課税対象の把握にばらつきが顕著だと19日、分かった。県の調べでは2011年12月時点で45市町村のうち、28市町村が、償却資産を把握しやすい税務署の関係資料を照会していないと回答。一部市町村では現在も対象資産を把握しないまま課税漏れしている可能性が高く、専門家は「課税の公平性を欠き、問題だ」と指摘している。【2面に関連記事】

「熊本日日新聞」平成 26 年 7 月 20 日

【今月の質問】

「納税通知書」の郵送送付以外の方法について

<質問>

<納税の告知>である「納税通知書」等は郵送送付以外の方法も可能か

<回答>

郵送による交付送達以外にも、「出会送達」「補充送達」「差置送達」なども認められている。

地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する「納税通知書」等は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達することとされている。納税管理人があるときは、地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）又は還付に関する書類については、納税管理人の住所等に送達する（法第 20 条第1項）。

*「交付送達」とは、地方団体の職員が原則として、送達すべき場所（住所等）において、その送達を受けるべき者に書類を交付すること（法第 20 条第2項）とされているが、「出会送達」「補充送達」「差置送達」も認められている。

*「出会送達」書類の送達を受けるべき者に異議がないときは、その者の住所等以外の場所（勤務先等）においてその者に書類を交付すること（法第 20 条第2項ただし書）。

*「補充送達」書類を送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わない場合、その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまのあるものに書類を交付すること（法第 20 条第3項第1号）。

*「差置送達」書類の送達を受けるべき者などが送達すべき場所にいない場合、又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受け取りを拒んだ場合は、送達すべき場所に書類を差し置くこと（法第 20 条第3項第2号）とされている。

（主席研究員 笹目孝夫）